

平成28年度 東京都中小企業制度融資一覧

NEW : 平成28年度新設・拡充

平成28年4月1日現在

融資メニュー		資金の特徴	融資対象	融資限度額 ( )内は組合	融資期間		融資利率※1	信用保証料 補助	
					運転資金	設備資金			
様々な事業運営に活用	小規模企業向け融資	小口 <small>国の全国統一保証制度</small>	従業員数が製造業等20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)の事業者等であって、この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資合計残高が1,250万円以下のもの	1,250万円	7年以内	10年以内	1.9%以内～2.5%以内*	小規模企業者 1/2	
		経営指導特例 経営革新特例 短期つなぎ特例	小口資金を調達						商工会議所・商工会の経営指導を1年以内に6か月以上複数回受けたもの 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたもの
		小規模企業	事業資金を調達	従業員数が製造業等30人以下(卸・小売・サービス業は10人以下)の中小企業者	8,000万円	7年以内 (据置6か月以内を含む)	10年以内		2.1%以内～2.7%以内
	一般事業資金融資	事業一般	事業資金を調達	一般的な事業資金を調達する中小企業者等	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (据置6か月以内を含む)	10年以内	金融機関所定	—
		受注対応特例	事業資金を調達	取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上が入金される契約があり、その契約を履行するための資金を必要とする中小企業者等	1億円(2億円)	2年以内 (据置2年以内を含む)	—		
		クイック	つなぎ資金を迅速に調達 (原則3営業日以内で保証審査)	(1)・(2)をいずれも満たす法人(医業を主たる事業とする法人を除く) (1)都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続 (2)経常利益を計上し、債務超過でなく、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関する確認書類を提出	5,000万円	5年以内			
		短期つなぎ特例	つなぎ資金を迅速に調達 (原則3営業日以内で保証審査)	上記(1)を満たす中小企業者等	500万円	2年以内	—		
		極度枠設定	限度額内で繰り返し資金を調達	同一事業を2年以上営み、経常利益を計上し債務超過でない法人、又は課税される所得金額がある個人事業者	1億円(2億円)	2年以内	—		
	組合向け	組合の事業資金や組合員への 転貸資金を調達	事業協同組合等 官公需適格組合としての証明を受けた組合	(2億円) [転貸1組合員3,500万円]	7年以内 (据置6か月以内を含む)	10年以内	2.1%以内～2.7%以内 上記より0.1%優遇		
	新たな事業展開に活用	創業融資	創業 <small>NEW</small> 創業支援特例	新規の創業資金、 創業後の事業資金を調達	2,500万円 (1)は、自己資金に1,000万円を加えた額の範囲内 ※2	7年以内	10年以内	1.7%以内～2.3%以内* 上記より0.4%優遇	全事業者 1/2
産業力強化融資		設備更新・ 企業立地促進	機械・設備の更新・増強 工場・事務所の新增設	機械・装置、工具・器具・備品等の増強、改良、補修等を行う中小企業者 都内で工場・事務所の新增設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円	—	10年以内 (据置1年以内を含む) 15年以内 (据置2年以内を含む)	1.7%以内～2.4%以内	全事業者 4/5 全事業者 1/2
		海外展開支援 <small>NEW</small>	販路拡大等の海外展開に対応	日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、東京都中小企業振興公社の支援、自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (据置2年以内を含む)	—	1.7%以内～2.2%以内	全事業者 1/2
		チャレンジ	新製品の開発、事業の多角化、 事業継続計画(BCP)の策定・実施等	(1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行う (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行う (3)平成28年度において東京都が重点的に支援を行う事業等に取り組む	1億円 (2億円)	10年以内 (据置2年以内を含む)	—	1.7%以内～2.2%以内 (経営革新計画又はBCPに係る支援を受けた場合 上記より0.2%優遇)	—
		政策特別	融資と併せ経営や販売の アドバイス等経営支援を実施	新たな事業展開や経営改善などの前向きな取組を行う中小企業者等(取扱金融機関ごとに融資限度額、融資期間、融資利率等は異なります。詳細は東京都のホームページをご覧ください。)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定		金融機関所定	全事業者 0.2%相当分
経営の安定化に活用	経営支援融資	災害緊急	東日本大震災の被害に対応	東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者等	2億8,000万円 (4億8,000万円)	—	10年以内	1.5%以内～2.0%以内*	全事業者 1/2
		経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証(売上の減少、取引先の倒産、災害などにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者等について保証限度額を別枠で設定)に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者等	—	—	—	—	—
		経営一般	売上の減少、取引先の倒産、 災害等に対応	(1)最近3か月の売上が前年同期比又は5%以上減少又は減少見込 (2)最近3か月の売上が平成20年8月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込 (3)売上原価の20%以上を占める原油等仕入価格が20%以上上昇の一方で価格転嫁できていない (4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少 (5)倒産等企業に事業上の債権を有している (6)災害により事業活動に影響を受けている (7)東京都知事が指定するもの	1億円 (2億円)	10年以内 (据置2年以内を含む)	—	1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
		事業承継	事業承継前後における経営の 安定化や事業の多角化に対応	(1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む (2)事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し経営安定化等に取り組む (3)経営承継関連保証に係る経済産業大臣の認定を受けている	2億8,000万円	10年以内	—	1.7%以内～2.2%以内	全事業者 1/2
		事業承継支援特例 <small>NEW</small>	事業承継支援特例	地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援及び東京都中小企業振興公社による事業承継・再生支援事業による支援を受けた中小企業者	—	—	—	上記より0.2%優遇	—
		都経営力強化 <small>国の全国統一保証制度</small>	外部の専門家の支援を受けつつ、 経営基盤を強化	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行を通じて経営力の強化に取り組む中小企業者等	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 [借換の場合10年以内] (据置1年以内を含む)	7年以内	1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
		企業再生支援融資	企業再建	事業を再建	民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、計画認可後3年を経過しておらず、完遂していない中小企業者等	2億円	10年以内		金融機関所定
	リバイバル支援		事業を再建	中小企業再生支援協議会など公的機関の支援等を受け、事業再生に取り組む中小企業者等	1億円	10年以内 (据置1年以内を含む)			
	特別借換		月々の返済負担を軽減	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者等	—	10年以内 (据置6か月以内を含む)	—		
	借換		月々の返済負担を軽減	複数口の都・都内区市町の保証付融資制度を利用し約定返済を1年以上継続している中小企業者等	5,000万円	10年以内	—		

このほか、災害により損失を受けた中小企業者等を対象とした災害復旧資金融資などを実施しています。

※1 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率(※)のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。  
※2 区市町村の認定特定創業支援事業の支援を受けた場合、融資限度額を500万円上乘せします。